

厚岸町役場庁舎町民ホール公衆Wi-Fi整備事業委託業務実施要領

1 目的

来庁者が使用する機会が多い、厚岸町役場庁舎町民ホールに公衆Wi-Fiを設置することにより、役場庁舎が今まで以上に多くの方が利用しやすい環境とすることを目的に整備を行う。

なお、公衆Wi-Fiの認証基盤及びセキュリティシステムはクラウド型で整備し、今後、厚岸町内の公共施設等でのWi-Fi導入にあたっては、今回導入するクラウド型認証基盤及びセキュリティシステムを利用することを前提とする。

2 業務名

厚岸町役場庁舎町民ホール公衆Wi-Fi整備事業委託業務

3 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約により業務を委託して実施する。

4 事業の概要

(1) 業務内容

別紙「厚岸町役場庁舎町民ホール公衆Wi-Fi整備事業委託業務 仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日～令和9年2月26日（金）まで

(3) 委託上限額（消費税及び地方消費税含む）

初期設置費用：1,549千円（庁舎LAN配線敷設に係る費用は含まない。）

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。

ア 参加表明書受付期限までに令和7・8年度厚岸町物品等競争入札参加資格審査申請書を提出している者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。また、この告示（通知）の日から契約までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、または、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立てがなされていない者であること。

ウ 厚岸町競争入札参加資格者指名停止等事務処理要領に基づく指名停止期間中でないこと。

エ 国税、都道府県税及び市町村税等を滞納していないこと。

オ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずる者ではな

いこと。

カ 業務の実施にあたり、当町との連絡調整、打ち合わせ等が適切に対処できるものであること。

6 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、5に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和8年9月18日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

ウ 提出場所

〒088-1192 厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場総務課 担当：濱

電話：0153-52-3131 ファクス：0153-52-3138

e-mail：soumu@akkeshi-town.jp

- (2) 審査結果は、書面で通知する。

7 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 5の参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。
(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。

ア 提出期限

令和8年10月9日（金）午後1時（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

ウ 提出場所

6の(1)ウに同じ

8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

9 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び方法等により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者を選定する。

10 業務の委託

9で選定した最良の提案をした者と委託契約手続を行う。

11 委託契約に関する基本的事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として厚岸町と受託者が協議して決定する。
- (2) 厚岸町は受託者に対して、厚岸町がこれまで取りまとめた資料等について、可能な範囲で提供する。
- (3) 本事業に関する著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む）その他の権利は厚岸町に帰属するものとする。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 無効となる参加表明書又は企画提案書
企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
オ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) プロポーザル審査会（ヒアリング）の実施
企画提案書を提出した者に対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施することとし、日時、場所、留意事項等は別途通知する。
- (5) 事業者の選定方法
事業者の審査・選定は、10名の委員による選定委員会を設置し、各委員の協議により採点する。
- (6) 審査結果の通知
企画提案書の採否は書面により通知する。
- (7) その他
ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
イ 企画提案書のプロポーザル審査会（ヒアリング）に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
ウ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用することはない。
エ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
オ 各提出書類の提出後の差し替え及び再提出は認めない。
カ 提出された全ての書類は返却しない。

- キ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案書のヒアリングに出席しない場合も同様に企画提案の参加意思がないものとみなす。
- ク 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- ケ 詳細は、厚岸町役場庁舎町民ホール公衆Wi-Fi整備事業委託業務仕様書による。